証券コード 261A 2025年3月11日 (電子提供措置開始日 2025年3月5日)

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目22番1号株式会社日水コン 代表取締役社長間 川ー 典

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し あげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nissuicon.co.jp



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより 「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に 選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日水コン」又は「コード」 に当社証券コード「261A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、 「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/261A/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日 時 2025年3月26日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)

京王プラザホテル 南館4階 扇

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第67期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第67期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選仟の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する株式報酬等 の額及び内容決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、本株主総会終了後、 当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあ げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2025年 3 月26日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2025年3月25日 (火曜日) 午後5時30分入力完了分まで



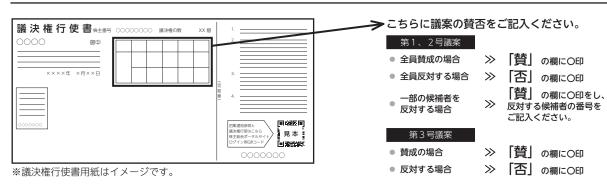
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送くださ い。

行使期限

2025年3月25日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権 を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限 2025年3月25日 (火曜日) 午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載の QRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株) デンソーウェーブ の登録商標です。

2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトもご利用いただけます。 ▶https://www.web54.net

事前質問受付のご案内 事前質問受付期限 2025年3月21日 (金曜日) 午後5時30分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。 ※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間午前9時~午後9時



ぜひQ&Aも ご確認ください。

事 業 報 告

(2024年 1 月 1 日から) (2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、急激な為替変動や物価上昇、地政学的なリスクの高まりにより景気の先行きは不透明な状況が継続いたしました。このような経済環境の中、当社グループが属する建設コンサルティング事業では、国土強靭化の必要性から公共事業関係費が安定的に推移しており、2025年度以降も継続的・安定的な国土強靭化の取り組みを進めるための「国土強靱化実施中期計画」策定に向けた改正国土強靭化基本法が成立し、事業環境は堅調に推移いたしました。

当社グループは、このような経営環境のもと、インフラ施設の耐震化や機能維持等に注力することにより、当連結会計年度における連結受注高は23,921百万円(前期比0.4%減)、連結受注残高は22,692百万円(前期比2.2%増)、連結売上高は23,533百万円(前期比7.5%増)となり、損益面では、営業利益は2,176百万円(前期比16.5%増)、経常利益は2,175百万円(前期比32.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,491百万円(前期比35.2%増)となりました。

当社グループは建設コンサルティング事業の単一セグメントでありますが、当社グループの 業績を分野ごとに示すと、次のとおりであります。

(上水道事業)

上水道事業では、PPP関連業務、施設再構築に係る更新調査・設計、国土強靭化に関連した 災害対策業務等に取り組んでまいりました。この結果、売上高は8,231百万円(前期比5.4% 増)となりました。

(下水道事業)

下水道事業では、PPP関連業務、施設再構築に係る更新調査・設計、国土強靭化に関連した 災害対策業務等に取り組んでまいりました。この結果、売上高は11,593百万円(前期比6.2% 増)となりました。

(河川事業その他)

河川事業その他では、治水・利水・環境、国土強靭化に関連した災害対策業務等に取り組んでまいりました。加えて、小水力発電等、水を起点とした新規事業も実施しました。この結果、売上高は3,708百万円(前期比17.6%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第 66 期 (2023年12月期) (前連結会計年度)	第 67 期 (2024年12月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比
	金額構成比	金額構成比	増 減 額 増 減 率
上 水 道 事 業	7,813百万円 35.7%	8,231百万円 35.0%	418百万円 5.4%
下 水 道 事 業	10,917百万円 49.9%	11,593百万円 49.3%	676百万円 6.2%
河川事業その他	3,153百万円 14.4%	3,708百万円 15.8%	555百万円 17.6%
合 計	21,884百万円 100.0%	23,533百万円 100.0%	1,649百万円 7.5%

- ② 設備投資の状況 当連結会計年度中における重要な事項はありません。
- ③ 資金調達の状況 当連結会計年度中における重要な事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 当連結会計年度中における重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 当連結会計年度中における重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当連結会計年度中における重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 当社は株式会社Rifレックスを2024年11月26日付で設立し、連結子会社化いたしました。議決権比率は間接所有分も含め55.0%であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	X	分	第 64 期 (2021年12月期)	第 65 期 (2022年12月期)	第 66 期 (2023年12月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
受	注	高(百万円)	_	22,105	24,009	23,921
売	上	高(百万円)	_	20,770	21,884	23,533
経	常和	対 益(百万円)	_	1,909	1,639	2,175
親会する	会社株主 る 当 期 紀	に帰属(百万円) 屯利益(百万円)	_	1,078	1,103	1,491
1株	当たり当期	期純利益 (円)	_	54.22	92.98	125.73
総	資	産 (百万円)	_	21,204	21,496	22,948
純	資	産 (百万円)	_	12,049	13,248	14,328
1 档	*当たり	純資産 (円)	_	1,011.57	1,110.95	1,198.24

- (注) 1. 第66期以前は金融商品取引法に基づく数値であります。
 - 2. 当社は2024年4月1日付で1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分	第 64 期 (2021年12月期)	第 65 期 (2022年12月期)	第 66 期 (2023年12月期)	第 67 期 (当事業年度) (2024年12月期)
受	注	高(百万円)	18,699	21,150	22,682	22,743
売	上	高(百万円)	21,096	19,818	20,875	22,262
経	常 利	益(百万円)	1,696	1,851	1,776	2,106
当	期 純 利	益(百万円)	856	1,076	1,112	1,477
1 梢	k当たり当期純	利益 (円)	42.81	54.13	93.79	124.50
総	資	産 (百万円)	25,098	20,441	20,707	21,993
純	資	産 (百万円)	14,701	11,592	12,696	13,580
1 1	朱当たり純貧	資産 (円)	735.07	976.94	1,069.98	1,144.48

- (注) 1. 第66期以前は金融商品取引法に基づく数値であります。
 - 2. 当社は2024年4月1日付で1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況
 親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
砂防エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	建設コンサルティング事業
株式会社イオ	20百万円	60.0%	分析事業・コンサルティング事業
株式会社Rifレックス	40百万円	55.0%	上下水道施設維持管理事業・コンサルティング事業
PT.DACREA Design And Engineering Consultants	24億ルピア (23百万円)	55.0%	建設コンサルティング事業

- (注) 1. 資本金の() による日本円表示については、期末日現在のレートで換算しております。
 - 2. 株式会社Rifレックスの議決権比率のうち、4.0%は間接保有によるものであります。
 - ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、企業収益の回復により雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復が期待されています。一方で、為替変動や物価上昇等の影響、自然災害や水インフラ老朽化事故等状況は急激に変化しており、経営環境の変化に応じた機動的な業務遂行が求められています。

また、持続的な企業価値向上のためには、コーポレートガバナンスの強化や働き方改革への対応、サステナビリティ経営の実践等、様々な対処すべき課題への対応が求められています。

このような状況の中、当社グループにおける主要な対処すべき課題への対応として「中期経営計画2025」を遂行しています。「壁を超える」、「地域に根差す」、そして「足元を固める」を三本柱として掲げ、サステナブルな社会構築を目指します。

① 「壁を超える|

国内外で社会システムの改革が推進される中、これまでの官からの業務委託を基本としたビジネス構造も変化していきます。官民の壁、業務領域の壁、事業領域の壁、さらには国内外の壁などの既成概念にとらわれることなく、新たなビジネスを生み出す発想が求められます。総合的かつ複合的に事業の展開可能性を探るという意識を持ち、水ビジネスに関する可能性を追求してまいります。

② 「地域に根差す」

当社の事業対象である「水」は、河川や湖沼など、その土地から切り離せないものであります。水道や下水道も地域に密着した社会インフラであり、水需要の大小は、地域の地理的特性のみならず、経済の活性化や人口動態と切り離すことはできません。多発する自然災害や財政難に対して、市民や企業とともに課題解決を進める中で、中長期的な経営視点を持った水関連事業を実施してまいります。

③ 「足元を固める」

当社は、「中期経営計画2025」期間中を「人と組織が成長するステージ」と位置付けました。少子高齢化の中、業務の担い手確保は重要な課題となっており、採用活動の強化とともに成長機会の提供を図っていく必要があります。また、当社が壁を超え、地域に根差し、新たなビジネスを創り上げていくためには、企業としての認知度を高め、社会から信頼される必要があります。そのためにも、社内におけるガバナンスの高度化と企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(2024年12月31日現在)

当社グループは、上下水道等のライフライン、河川・砂防等の防災関連等の「社会インフラ」の整備において、主に官公庁などの公的機関から発注を受け、調査・設計等に関わる技術的なコンサルティングを行っております。具体的には、水道部門や下水道部門における調査・計画や設計・工事監理等のほか、河川部門(河川、湖沼、ダム、海域・沿岸の治水、利水、環境保全)、環境部門(上下水道・河川事業の水質・環境関連、環境評価・保全、防災及び廃棄物対策)、建築部門(上下水道事業に係る施設)、機電部門(上下水道事業に係る施設)等の事業部門を抱え業務を行っております。海外案件においても、JICA(独立行政法人国際協力機構)もしくは円借款などを通じて東南アジア、インド、さらにはアフリカなどの各国政府機関などからの受注実績も有しております。

(6) 主要な事業所(2024年12月31日現在)

① 当計

本社・中央研究所	東京都新宿区
支 所	北海道支所(北海道札幌市)、東北支所(宮城県仙台市)、東京支所(東京都新宿区)、名古屋支所(愛知県名古屋市)、大阪支所(大阪府吹田市)、広島支所(広島県広島市)、九州支所(福岡県福岡市)

② 子会社

砂防エンジニアリング 株 式 会 社	本社(埼玉県川越市)、九州支社(熊本県熊本市)
株式会社イオ	本社(東京都日野市)
株式会社Rifレックス	本社(宮城県宮城郡利府町)
PT.DACREA Design And Engineering Consultants	本社(インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州)

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
建設コ	ンサル	ティング	ブ事業		71	5 (30	5) 24	5名増 (5名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員及びアルバイトを含み派遣社員を除く。)は、最近1年間の平均人員(1日所定労働時間換算)を()外数で記載しております。
 - 2. 当社グループは、建設コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	常	平	均	勤	続	年	数
	655	(288)	名	3名増(4名減)			41.7	満				1.	3.6£	∓

当社は建設コンサルティング事業の単一セグメントであるため、部門別に記載しております。

部	門	の	名	称	使	用	人	数
技	術		部	門			528 ((191) 名
営	業		部	門			73	(71) 名
管	理		部	門			54	(26) 名
合				計			655 ((288) 名

- (注)使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員及びアルバイトを含み派遣社員を除く。)は、最近1年間の平均人員(1日所定労働時間換算)を())外数で記載しております。
- (8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2024年10月16日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

- (1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)
 - ① 発行可能株式総数 47,464,000株
 - (注) 1. 2024年3月4日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で普通株式1株につき 2.000株の株式分割を行っております。
 - 2. 2024年3月22日開催の定時株主総会決議で定款変更が決議され、2024年3月22日付で発行可能株式総数は47,424,000株増加し、47,464,000株となっております。
 - ② 発行済株式の総数 11.866.000株
 - (注) 2024年3月4日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式を行っております。これにより株式数は11,860,067株増加し、発行済株式総数は、11,866,000株となっております。
 - ③ 株主数

7.383名

④ 大株主

株主名	持株数	持 株 比 率
株式会社クボタ	2,370,000株	19.97%
一般財団法人水・地域イノベーション財団	1,820,000株	15.34%
伊藤忠商事株式会社	1,000,000株	8.43%
株式会社栗本鐵工所	769,200株	6.48%
石垣メンテナンス株式会社	349,600株	2.95%
四 戸 泉	300,000株	2.53%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED- HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	194,100株	1.64%
野村信託銀行株式会社(投信口)	183,500株	1.55%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	144,700株	1.22%
有限会社光パワー	105,000株	0.88%

- (注) 自己株式は保有しておりません。
 - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

					株式会社日水コン第1	回新株予約権
発	行	決	議	\Box	2024年3月2	2⊟
新株	予	約	権の	数		856個
新株予約	権の目的]となる	株式の種類	類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	85,600株 100株)
新株	予約	権の	払 込 :	金額	新株予約権と引換えに払いえ	込みは要しない
新株予約権	の行使に隣	祭して出資	愛される財産	の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり	105,000円 1,050円)
権利] 行	使	期	間	2026年3月23 2034年3月3E	
行	使	0	条	件	(注)	
	取(監査等		締 の及び社外役員	役 ^{員を除く)}	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	856個 85,600株 4名
役 員 の 保有状況	社(監査等委		取 締 を除き、社外役員	役 _{員に限る})	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査	等委員	である取	深締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 新株予約権行使の条件

- 1. 新株予約権の割当日において当社取締役又は執行役員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合はこの限りではない。
- 2. その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権付与契約で定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

$\overline{}$							
							株式会社日水コン第1回新株予約権
発	行	ž	夬	議		\Box	2024年3月22日
新	株	予 約	的 権	0	D	数	1,967個
新株	予約権の)目的と	なる株芸	式の種	重類と	数	普通株式 196,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新	株 予	約 権	の払	込	金	額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株子	予約権の行	使に際し	て出資さ	れる財	産の価	額	新株予約権1個当たり 105,000円 (1株当たり 1,050円)
権	利	行	使	期		間	2026年3月23日から 2034年3月3日まで
行	使	(カ	条		件	(注)
/ = III		-	当社	使	用	人	新株予約権の数 1,967個 目的となる株式数 196,700株 交付対象者数 16名
快用/	使用人等への交付状況 子会社の役員及び使用人				ひび使用	新株予約権の数 0 個 目的となる株式数 0 株 交付対象者数 0 名	

(注) 新株予約権行使の条件

- 1. 新株予約権の割当日において当社取締役又は執行役員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合はこの限りではない。
- 2. その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権付与契約で定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	野村喜一	一般社団法人持続可能な社会のための日本下水道産業 連合会 会長(代表理事) 一般財団法人水・地域イノベーション財団 理事長
代表取締役社長	間山一典	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 会長
取 締 役 専務執行役員 コーポレート本部長 (兼)内部統制統括部長	小石川 信 昭	
取 締 役常 務 執 行 役 員地 域統括本部長	中 西 新 二	
取締役(社外)	小川健一	一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会 会長 下水道メンテナンス協同組合 代表理事
取締役(常勤監査等委員)	春 公一郎	PT.DACREA Design And Engineering Consultants 監査役 株式会社NSCテック 監査役 砂防エンジニアリング株式会社 監査役
取締役(監査等委員)(社外)	髙 田 裕 久	髙田裕久公認会計士事務所 株式会社PR TIMES 社外常勤監査役
取締役(監査等委員)(社外)	松 田 由 貴	サンライズ法律事務所パートナー 株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員 テモナ株式会社 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役 中西新二氏は、2025年1月1日付で常務執行役員地域統括本部管掌に就任しております。
 - 2. 取締役 小川健一氏、並びに取締役(監査等委員) 髙田裕久氏及び柗田由貴氏は社外取締役です。
 - 3. 取締役(監査等委員)髙田裕久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 2024年3月22日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、取締役 佐藤司氏は退任いたしました。
 - 5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携により監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、春公一郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。
 - 6. 当社は、社外取締役小川健一氏、髙田裕久氏及び柗田由貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要等該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補することとしております。当該保険契約の概要等は次のとおりであります。

イ. 被保険者の範囲

当社取締役、執行役員(これらの相続人や退任役員等を含む)

口. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により、被保険者が当社業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことから被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求等は補償対象外であり、職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は原則として当社が負担しており、第68期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)についても、2024年12月20日開催の取締役会において保険料を全額当社負担として契約更新することを決議しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役がこれまで以上に業績並びに企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的に、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を制定しており、その内容は以下のとおりであります。

(取締役報酬の基本方針)

- (1) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役のインセンティブを高める報酬内容とする。
- (2) 各取締役の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保する。
- (3)企業価値向上の実現に必要となる優秀な人材の確保に資するものとする。
- (4) 株主の皆様との価値を共有する報酬体系とする。
- 1 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針(第1号)

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責等を総合考慮して決定する。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、定款及び社内規程等に従い、取締役会の決議によって決定する。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、定 款及び社内規程等に従い、監査等委員全員の協議により決定する。

社外取締役及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、基本報酬のみとし、業績連動報酬等の対象外とする。

2 業績連動報酬等に関する決定方針(第2号)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績連動報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、各事業年度の業績に応じて算出された額を賞与として含み、毎年1回支給する。

3 非金銭報酬等に関する決定方針(第3号)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する非金銭報酬等(株式報酬及びストック・オプションを含む)は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、対象となる取締役の役位、職責等を総合考慮して決定する。

4 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針(第4号)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)について、報酬等の種類ごとの割合は、業績連動報酬の割合を適切に設定するため、業界の動向等を参考にすることに加え、職責等を総合的に勘案して決定する。

5 報酬等を与える時期又は条件に関する決定方針(第5号)

基本報酬は、毎月定額を金銭で支給する。

業績連動報酬は、各事業年度の業績に応じて算定された額を定時株主総会終了後3月末までの営業日に年1回、金銭で支給する。

取締役に対する退職慰労金は支給しない。

6 決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項(第6号)

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の具体的な業績連動報酬の額については、取締役会決議によって取締役社長にその決定を委任する。取締役社長は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、定款及び社内規程等に従い、決定するものとする。

7 第三者へ委任する場合以外の決定方法 (第7号)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の基本報酬額は株主総会において 承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、取締役会が決定する。なお、監査等委員で ある取締役の基本報酬は株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、 監査等委員である取締役の協議により決定する。

8 その他の重要事項(第8号)

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、その促進を図るため、当社の価値観及び行動規範に沿った職務を遂行できる多様かつ優秀な人材の確保を確実なものとし、業績との連動性を考慮することによってインセンティブとして機能する十分な報酬体系とする。

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、任意の指名報酬委員会からの答申を踏まえ決定していることから、取締役会は当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると判断しております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	お馴染の炒菇	報酬等0	対象となる		
分	報酬等の総額 (千 円)	基本報酬(月額報酬)	業績連動報酬等 (賞与等)	非金銭報酬等 (株式報酬等)	役員の員数 (名)
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	127,815 (4,050)	92,595 (4,050)	35,220 (-)	(-)	5 (1)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	23,400 (8,100)	23,400 (8,100)	(-)	(-)	3 (2)
合 計(うち社外取締役)	151,215 (12,150)	115,995 (12,150)	35,220 (-)	(-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 - 2. 2023年3月24日開催の第65期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)とし、各取締役への具体的な金額及び支給の時期等は取締役会にて決定することで決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち、社外取締役2名)です。
 - 3. 2023年3月24日開催の第65期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役)の報酬限度額は、年額50,000千円以内とし、各取締役(監査等委員である取締役)への具体的な金額及び支給の時期等は監査等委員である取締役の協議に一任することで決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役)の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。
 - 4. 「2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ⑤取締役の報酬等 イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおり、取締役会の決議に基づき、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬支給額は、役位、職責等を総合考慮しつつ、代表取締役社長 間山一典氏に委任され、具体的内容の決定を行っております。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名報酬委員会がその妥当性について審議しております。
 - 5. 業績連動報酬等の額は、役員賞与35,220千円であります。「2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ⑤取締役の報酬等 イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおり、取締役会の決議に基づき、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績連動報酬等は、全体の業績を考慮しつつ、役位ごとの業績連動報酬基準額に評価係数を乗じ、各取締役の査定を行うのに適任である、代表取締役社長 間山一典氏に委任され、具体的内容の決定を行っております。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名報酬委員会がその妥当性について審議しております。

- 6. 非金銭報酬等はストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
- 7. 非金銭報酬等の内容は、当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、取締役に対して新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容及びその付与状況は「2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況 ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。
- 8. 上記(注) 2とは別枠で、2024年3月22日開催の第66期定時株主総会において、ストック・オプションとして、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に付与する新株予約権に関する報酬額を設定し、その額は、新株予約権の公正な評価額に付与する新株予約権の個数(856個を上限とする。)を乗じた額とすることについて決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は4名です。なお、当事業年度における交付状況は「2.会社の現況 (2)新株予約権の状況 ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
- 9. 当社は、2023年3月24日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給し、具体的金額、時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれ一任することを同総会で決議しました。なお、当事業年度の支給はありません。
- 10. 2024年3月22日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名については、無報酬であったため、対象となる役員の員数には含まれておりません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の兼職の状況は「2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ①取締役の状況 (2024年12月31日現在)」に記載のとおりであります。なお、各社外取締役の兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

					出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小	ЛІ	健		当事業年度に開催された取締役会16回のうち、16回に出席いたしました。主に元下水道事業管理者の視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、事業方針、戦略などについて、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	髙	Ш	裕	久	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、16回に出席いたしました。主に公認会計士としての視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、財務、会計制度などについて、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するため適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会14回のうち、14回に出席し、適宜、必要な助言、意見表明を行っております。
取締役 (監査等委員)	柗	Ш	ф	聖貝	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、16回に出席いたしました。主に弁護士としての視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、法的リスクや適法性などについて、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するため適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会14回のうち、14回に出席し、適宜、必要な助言、意見表明を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円				
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			5	51百2	万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人PwC Japan有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

⑥ 補償契約の内容の概要等 該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」その他業務の適正を確保するための体制

当社は2023年3月24日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、同日付で「内部統制システムの基本方針」を制定しており、その内容は以下のとおりであります。

株式会社日水コン(以下「当社」という。)は、当社及びその子会社からなる日水コングループ(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保し、企業統治の強化及び質の向上に資するため、関連諸法令及び経営理念等を踏まえ「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議します。

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づく当社グループの統制状況を取締役会において適切に把握及び検証し、体制の充実に努めます。また、当社は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、速やかに取締役会で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
 - (2) 取締役会は、内部統制システムの基本方針を決定し、取締役が、実効性のある内部統制システムを構築・運用し、適切かつ健全に業務が執行されているかを監督する。
 - (3) 取締役は、当社グループの他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監視を行う。
 - (4) 取締役の意思決定機能及び監督機能の強化並びに業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき担当職務を執行する。
 - (5) 当社は、企業としての使命や社会に対する責任を踏まえた「経営理念」及び「行動規範」 を策定し、当社グループの取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、「経営理念」及 び「行動規範」に則り行動する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、関連法令及び稟議規程、文書保存規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。 また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善を行う。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理規程を制定し、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、全社的なリスクに関する情報の収集、分析や対応策の検討等を行い、役職員等に対しリスクの回避、軽減及び移転その他の必要な措置を決定、実行の指示をするリスクマネジメントを行う。
 - (2) 突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとる。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、法令 又は定款で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定する。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、執行役員制度を採用し、取締役会が決定した経営方針に基づき職務を遂行する。
 - (3) 職務権限規程において明確化された各職位の責任と権限に基づいて、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループ全体のコンプライアンス全般を統括する「コンプライアンス管理規程」を制定し、取締役社長又は取締役社長が常勤取締役の中から任命した委員長が統括するコンプライアンス審議会でコンプライアンスに関する情報を収集し、対応について審議したうえで、リスク管理委員会へ報告することによって、コンプライアンスに係るリスクを網羅的に把握し、管理する。
 - (2) コンプライアンス違反等に関する通報又は相談の適切な処理の仕組みとして内部通報規程 を定めるとともに、社内外に通報窓口を設置している。これにより、不正行為の早期発見 と是正を図っている。

- 6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理情報等について事前又は事後の報告、並びに経営の重要事項について事前承認を求めるとともに、具体策の相互支援を迅速に図るべく協議・連携を図る。
 - (2) 関係会社管理規程により、子会社の管理・支援体制に関する運用・手続等を定め、当社グループ全体としての経営効率の向上を図る。また、原則年1回社長会を開催し、相互理解・共通認識等の意思統一を促進する。
 - (3) 子会社に対し、継続的な教育・研修活動として、コンプライアンス研修への参加を可能としている。また、当社の内部通報制度と同様の体制整備を図らせるとともに、重要事案については当社に対する報告を徹底させる。内部監査規程に基づき、当社の内部監査室が当社グループの内部監査を実施し、その指摘事項及びその改善勧告に対して必要な措置を講じなければならない。
- 7 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該使用人に ついて、監査等委員会以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に 関する事項
 - (1) 監査等委員の職務を補助する使用人を、内部監査室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。監査等委員会の職務を補助すべき取締役はおかない。
 - (2) 監査等委員会の補助を行う使用人は、監査等委員会の職務を補助する場合にあっては監査等委員会の指示に従わなければならない。
 - (3) 監査等委員会の補助を行う使用人の人選、人事異動等の決定については、監査等委員会の同意を得なければならない。
- 8 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社の子会社の取締役 等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための 体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会又は監査 等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められ たときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 当社の取締役及び使用人は、当社、当社の子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、その内容について直ちに監査等委員会又は監査等委員会が指名した監査等委員に報告しなければならない。

- (3) 監査等委員会に対する報告体制を整備すべく、社内規程として次の内容を含む「監査等委員会への報告等に関する規程」を制定し、適切に運用する。
 - ① 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会 又は監査等委員会が指名した監査等委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、その内容について直ちに監査等委員会又は監査等委員会が指名した監査等委員に報告しなければならない。
- 9 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備すべく、前項の報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないこと等を内容とする「監査等委員会への報告等に関する規程」を制定し、適切に運用する。

- 10 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、次の内容を含む「監査等委員会への報告等に関する規程」を制定し、適切に運用することとする。
 - ① 当社は、監査等委員又は監査等委員会が監査等の職務の執行のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員又は監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じる。
 - ② 着手金等の前払い、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査等委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。
 - ③ 当社の代表取締役は、監査等委員会又は監査等委員会が指名した監査等委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重大課題等について意見交換を行う。

④ 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会が指名した監査等委員が、経営会議その他の 重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応す る。

(2) 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下 の具体的な取組みを行っております。

- (ア) 取締役の職務の執行に関する取組み
 - 当事業年度は、取締役会16回、監査等委員会14回、経営会議24回を開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- (イ) リスク管理体制に関する取組み 当社に関連のあるリスク要因を抽出し、その特徴を踏まえて発生頻度と影響額を5段階で 評価し、リスク管理委員会にてリスクマップを更新いたしました。
- (ウ) 業務執行の効率性の向上に関する取組み 経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため、取締役会を16回開催したほか、 月2回経営会議を開催して関係する執行役員間において意思決定に先立つ議論・検討を行っております。
- (エ) コンプライアンスに対する取組み コンプライアンスに関する社内啓発を行い、年3回のコンプライアンス研修を行っており ます。
- (オ) 子会社管理に関する取組み

当社の取締役会は、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、子会社の経営管理情報等について事前又は事後の報告を受け、経営の重要事項について事前承認を行っており、経営責任と権限を付与している各子会社に対して、当社グループ全体の発展と繁栄を図るべく指導しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。成長投資と財務基盤の維持のバランスに配慮しつ、安定的な配当を継続しつつ、自己株式取得も機動的に実施していきます。

連結配当性向は、50%程度を目安に安定的な配当を目指します。

ところで、当社は2024年10月16日に株式を上場いたしました。これもひとえに株主の皆さまをはじめ当社グループに関わるステークホルダーの皆さまのご支援、ご厚情の賜物と心から感謝いたします。

つきましては、これを記念するとともに、株主の皆さまへの感謝の意を表するため、上記の方針に基づく普通配当に加えて、2025年2月14日公表の「剰余金の配当に関するお知らせ」のとおり、2024年12月期の期末配当1株当たり5円の記念配当を実施させていただきます。

以上により、当期の期末配当につきましては普通配当63円に記念配当5円を加え、1株当たり68円といたしたいと存じます。これにより、連結配当性向は54.1%となります。

また、2025年12月期の普通配当については、当期から1株当たり1円増配し、年間64円の見通しです。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の安定的な成長、そして企業価値・株主共同の利益を確保、又は向上させるに資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるものであることから、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の合理的な意思に基づき行われるべきものと考えます。また、その際、株主の判断のために有益な情報が適切かつ積極的に提供され、透明性が確保されることも重要と考えております。

また、買付提案を受けた際は、買収提案の内容を検討するべく、速やかに取締役会に付議又は報告し、株主の皆さまが必要な情報と相当な検討期間をもって適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるように努めます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社の企業価値や株主共同の 利益に対し明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに当社株式の売却を事実上強要 することとなるおそれのあるもの等が含まれる可能性があると考えております。当社は、このよう な不適切な株式の大規模な買付行為を行うと合理的に判断される者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として適当ではなく、このような者による大規模な買付行為に対しては、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲において必要かつ相当な措置を速やかに講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値の向上及び株主利益の確保を目指し、以下の取組みを行っております。

当社は、現在2025年度を目標とする「中期経営計画2025」を策定しており、その基本方針を「水のインパクトカンパニー」といたしました。これは目指す世界観を表したものであり、「水に関する社会問題の解決を通して経済的成長を実現する会社を目指す」ことを意味しております。「中期経営計画2025」の戦略は、以下のとおりです。

- ① 壁を超える 官民の壁を超える 業務領域の壁を超える 事業領域の壁を超える 国内外の壁を超える
- ②地域に根差す 首長との関係構築 地域企業との関係構築 市民との関係構築 地域経営の視点
- ② 足元を固める 人材投資 企業価値向上 グループ経営 業務の見える化
- (3) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)記載の取組みは株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みであり、かつ上記 (1)基本方針に沿うものであるとともに、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の 役員の地位の維持を目的としたものではありません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
 流 動 資 産	18,760,392	流 動 負 債	7,507,192
 現金及び預金	9,774,949	業務未払金	783,393
		未 払 費 用	771,306
完成業務未収入金	364,670	契約負債	1,417,982
契 約 資 産	8,124,863	未払法人税等	450,122
営業 未収入金	4,765	未払消費税等	612,560
有 価 証 券	201,407	預り は 31 火 4	386,176
その他	294,558	賞 与 引 当 金	2,335,440
		役 員 賞 与 引 当 金 契 約 損 失 引 当 金	39,820 194,222
貸 倒 引 当 金	△4,822		194,222
固 定 資 産	4,187,616		29,834
有 形 固 定 資 産	1,584,341		384,471
建物及び構築物	671,920		1,112,181
機械装置及び運搬具	197,357		889,205
		資産除去債務	7,407
工具、器具及び備品	246,744	役員退職慰労引当金	5,500
土 地	273,188	その他	210,068
リース資産	120,521	負 債 合 計	8,619,373
建設仮勘定	74,609	(純 資 産 の 部)	
 無形固定資産	301,707	株 主 資 本	13,961,675
		資 本 金	100,000
ソフトウエア	298,538	資本剰余金	8,202
そ の 他	3,169	利 益 剰 余 金	13,853,472
投資その他の資産	2,301,566	その他の包括利益累計額	256,648
 投資有価証券	598,489	為替換算調整勘定	140,471
操延税金資産	1,423,345	退職給付に係る調整累計額	116,176
		非支配株主持分	110,310
そ の 他	279,731	純 資 産 合 計	14,328,634
資 産 合 計	22,948,008	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,948,008

連結損益計算書

(2024年 1 月 1 日から) (2024年12月31日まで)

	禾	<u></u>				B		金	額
売			上			高			23,533,494
売		上		原		価			16,870,935
売		上	総	利		益			6,662,558
販	売	費及	0, ー	般 管	理	費			4,485,910
営		業		利		益			2,176,647
営		業	外	収		益			
	受		取		利		息	7,204	
	受		取	酉己		当	金	1,633	
	そ			\mathcal{O}			他	14,377	23,215
営		業	外	費		用			
	支		払		利		息	2,583	
	古	定	資	産	廃	棄	損	2,364	
	持	分法	片 に	よる	投	資 損	失	3,455	
	為		替		差		損	15,184	
	そ			\mathcal{O}			他	406	23,994
経		常		利		益			2,175,868
税	金	等	閣 整	前当	期	純利	益		2,175,868
法	人	税、		民 税 万			税	713,659	
法		人	税	等	調	整	額	△ 53,830	659,829
当		期		純	7	利	益		1,516,039
非	支	配 株 主	に帰	属する	る 当		益		24,155
親	会社	性 株 主	に帰	属する	5 当	期純利	益		1,491,884

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から) (2024年12月31日まで)

							株			È	È			j	資				本				
					資	本	金	資	本	剰	余	金	利	益	剰	余	金	株	主	資	本	合	計
当	期	首	残	高			100,000				8	3,202			1	2,954,	888				13,0	063	,091
当	期	変	動	額																			
剰	余	金	の配	当												△593,	300				$\nabla_{\hat{i}}$	593	,300
親	会社株主	に帰属	する当期絲	帕利益												1,491,	884				1,4	491	,884
株動			項目の当 純 額																				
当	期変	動	額合	計			-					_				898,	584				8	398	,584
当	期	末	残	高			100,000				8	3,202			1	3,853,	472				13,9	961,	,675

	その他	の 包 括 利 益	累計額		
	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	118,223	1,247	119,471	66,293	13,248,856
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△593,300
親会社株主に帰属する当期純利益					1,491,884
株主資本以外の項目の当期変 動 額 (純 額)	22,248	114,928	137,177	44,017	181,194
当 期 変 動 額 合 計	22,248	114,928	137,177	44,017	1,079,778
当 期 末 残 高	140,471	116,176	256,648	110,310	14,328,634

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,950,907	流 動 負 債	7,240,778
現 金 及 び 預 金	9,501,015	業務未払金	785,641
完成業務未収入金	162,361	未払金	183,908
契 約 資 産	7,805,111	未払費用	734,778
営業 未収入金	3,441	未払法人税等	410,283
有 価 証 券	201,407	未払消費税等	603,222
前渡金	23,779	契 約 負 債	1,417,806
前 払 費 用	223,513	リース債務	18,477
そ の 他	35,099	預 り 金	383,604
貸 倒 引 当 金	△4,822	賞 与 引 当 金	2,320,503
固定資産	4,042,844	役員賞与引当金	35,220
有 形 固 定 資 産	1,274,077	契約損失引当金	194,142
建物	571,652	業務補償損失引当金	101,862
機械及び装置	195,799	その他の引当金	29,834
車両運搬具	1,557	その他	21,493
工具器具備品	228,868	固定負債	1,172,583
土 地 リース資産	148,527	退職給付引当金	1,005,565
リース資産 建設仮勘定	57,167 70,503	リース債務	44,400
無形。固定。資産 無形。固定。資産	295,617	資産除去債務	7,407
	293,497	その他	115,209
その他	2,120	負 債 合 計	8,413,362
投資その他の資産	2,473,149	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	295,240	株主資本	13,580,389
関係会社株式	380,267	資 本 金	100,000
長期貸付金	3,825	利 益 剰 余 金	13,480,389
関係会社長期貸付金	34,225	利 益 準 備 金	25,000
長期前払費用	18,032	その他利益剰余金	13,455,389
繰 延 税 金 資 産	1,490,215	繰越利益剰余金	13,455,389
そ の 他	251,343	純 資 産 合 計	13,580,389
資 産 合 計	21,993,751	負債及び純資産合計	21,993,751

損益計算書

(2024年 1 月 1 日から) (2024年12月31日まで)

(単位:千円)

	科			B		金	額
売		上		高			22,262,452
売	上	原	Į.	価			16,064,622
売	上	総	利	益			6,197,830
販	売 費 及	び ― 船	设管理	費			4,133,712
営	業	利	IJ	益			2,064,117
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	7,587	
	受	取	配	当	金	37,974	
	受	取	家		賃	10,358	
	そ		の		他	7,648	63,569
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	1,642	
	固 定	資	産 廃	棄	損	2,364	
	為	替	差		損	16,820	
	そ		の		他	0	20,826
経	常	利	IJ	益			2,106,859
税	引 前	当	期 糾	利	益		2,106,859
法	人税、	住 民	税及で	ず事業	税	677,135	
法	人	税 等	調	整	額	△47,538	629,597
当	期	純	į	利	益		1,477,261

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から) (2024年12月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本		
		利 盆	益 剰 弁	₹ 金		
	資 本 金	11 11 	その他利益剰余金	利益剰余金	大学 大	純資産合計
		利益準備金	繰越利益剰余金	습 計		
当 期 首 残 高	100,000	25,000	12,571,427	12,596,427	12,696,427	12,696,427
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△593,300	△593,300	△593,300	△593,300
当 期 純 利 益			1,477,261	1,477,261	1,477,261	1,477,261
当期変動額合計	_	_	883,961	883,961	883,961	883,961
当 期 末 残 高	100,000	25,000	13,455,389	13,480,389	13,580,389	13,580,389

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社日水コン 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 達 哉 業務執行社員 公認会計士 千 葉 達 哉 指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 義 久 業務執行社員 公認会計士 加 藤 義 久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日水コンの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度 の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日水コン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を 開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、 連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査 上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで 軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社日水コン 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 達 哉 業務執行社員 公認会計士 千 葉 達 哉 指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 義 久 業務執行社員 公認会計士 加 藤 義 久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日水コンの2024年1月1日から2024年12月31日までの第67期 事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前 提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性が ある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、 関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査 上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで 軽減するためのヤーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制統括部と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に 関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利 益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではな いと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社日水コン 監査等委員会 常勤監査等委員 春 公 一 郎 印 監 査 等 委 員 髙 田 裕 久 印 監 査 等 委 員 柗 田 由 貴 印

(注) 監査等委員髙田裕久及び柗田由貴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(5名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、社外取締役1名を含む、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬委員会において候補 者を審議のうえ、取締役会の決議により決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位		第67期における 取締役会への出席状況
1	野村	st ng	代表取締役会長	再任	16回/16回(100%)
2	^{なか} にし	新二	取締役常務執行役員 地域統括本部管掌	再任	160/160 (100%)
3	小石川	信昭	取締役専務執行役員 コーポレート本部長 (兼) 内部統制統括部長	再任	16回/16回(100%)
4	種市	省仁	常務執行役員 コンサルティング本部長	新任	_
5	おがわ	## US 健一	社外取締役	再任 社外 2	東立 16回/16回(100%)
再任再任	取締役候補者	新 任 新任取	締役候補者 社外 社外取締	おります。 現立 証券 記券 はおります。 はまります。 はまりまする。 はまりまする	

-45-

候補者番 号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数		
1	の 村 喜 一 (1948年9月30日) 再任	1971年 4 月 当社入社 2003年12月 当社取締役下水道本部長 (兼)下水道東部本部長 2005年12月 当社常務取締役下水道本部長 (兼)下水道東部本部長 2007年12月 当社取締役副社長 2009年12月 当社代表取締役社長 2019年 3 月 当社代表取締役会長(現任) 2020年 4 月 一般社団法人持続可能な社会のための日本下水道産業連合会会長(代表理事)(現任) 2020年 7 月 一般財団法人日水コン水インフラ財団(現ー般財団法人水・地域イノベーション財団)理事長(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人持続可能な社会のための日本下水道産業連合会会長(代表理事) 一般財団法人水・地域イノベーション財団理事長	現に所有する 株式数 2,000株 潜在的に所有 する株式数 22,800株		
	【取締役候補者とした理由】 野村喜一氏は、2003年12月から当社の取締役として経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしています。また、2009年12月には当社代表取締役社長に就任し、当社の企業価値向上に多くの成果を上げてきました。2019年3月には当社代表取締役会長に就任し、現在は取締役会議長として業務執行と経営の監督の分離を推進すべく、取締役会を適正に運営しております。これらの実績と当社の経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、今後も長期的な企業価値向上に向けて適切な役割を果たすものと判断いたしました。以上のことから、引き続き取締役候補者といたしまし				
	た。				

/♂★★	s り が な 氏 名	■	业社工业体及及	で ち ま マ				
候補者	(生年月日)		、当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数				
2	が 西 新 <u></u> (1960年6月25日) 再任		当社執行役員水道事業部長 当社取締役執行役員営業本部長 当社取締役執行役員地域統括本部長 (兼)東部統括部長 当社取締役常務執行役員地域統括本部長 (兼)東部統括部長 当社取締役常務執行役員地域統括本部長	現に所有する 株式数 2,000株 潜在的に所有 する株式数 20,000株				
	【取締役候補者とした理由】 中西新二氏は、当社入社以来、水道部門を中心とした業務経験を有し、各部門の要職、執行役員水道事業部長を歴任し、2021年3月から当社の取締役として経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしています。また、現在は取締役常務執行役員地域統括本部管掌を務めるなど、当社の業務全般に精通しております。これらの業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、今後も当社全体の発展に向けて適切な役割を果たすものと判断いたしました。以上のことから、引き続き取締役候補者といたしました。							
3	小石川 信 昭 (1951年12月4日) 再任	1974年 4 月 2005年12月 2009年12月 2013年12月 2015年 3 月 2019年 3 月 2021年 4 月 2023年 4 月	当社入社 当社取締役下水道西部本部長 当社常務取締役執行役員事業統括本部長 当社取締役専務執行役員総務本部長 当社代表取締役副社長執行役員管理本部長 当社相談役 当社取締役専務執行役員管理本部長 当社取締役専務執行役員コーポレート本部長 当社取締役専務執行役員コーポレート本部長 (兼)内部統制統括部長(現任)	現に所有する 株式数 一株 潜在的に所有 する株式数 20,000株				
	【取締役候補者とした理由】 小石川信昭氏は、2005年12月から当社の取締役として経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしています。また、現在は取締役専務執行役員コーポレート本部長(兼)内部統制統括部長を務めるなど、当社の業務全般に精通しております。これらの豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、今後も当社全体の管理・統制に向けて適切な役割を果たすものと判断いたしました。以上のことから、引き続き取締役候補者といたしました。							

	- ,, ,, ,,						
候補者番 号	氏	略歴. (重	、当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数			
4	種 市 尚 仁 (1961年5月8日) 新任	2015年4月2018年4月2019年4月	当社入社 当社執行役員下水道事業部長 当社執行役員下水道事業部長(兼)事業 統括本部事業企画部長 当社下水道事業部顧問 当社常務執行役員コンサルティング本部 長(現任)	現に所有する 株式数 一株 潜在的に所有 する株式数 17,100株			
	【取締役候補者とした理由】 種市尚仁氏は、当社入社以来、下水道部門や情報技術部門を中心とした業務経験を有し、2015年 4月から当社の執行役員下水道事業部長、2023年4月からは常務執行役員コンサルティング本部長 を務めるなど当社技術部門における豊富な業務経験と知見を有しており、当社全体の発展に向けて適 切な役割を果たすものと判断いたしました。以上のことから、取締役候補者といたしました。						
5	小 川 健 一 (1953年4月12日) 再任 社外 独立	2012年7月 2013年9月 2017年6月 2018年5月 2023年3月 (重要な兼職の 一般社団法)	東京都入庁(下水道局) 東京都下水道局長 東京都下水道サービス株式会社 代表取締役社長 一般社団法人日本管路更生工法品質確保 協会 会長(現任) 下水道メンテナンス協同組合 代表理事 (現任) 当社社外取締役(現任) の状況) 日本管路更生工法品質確保協会 会長 デナンス協同組合 代表理事	_			
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小川健一氏は、東京都に入庁され、長く下水道行政に携わってこられました。その後、東京都下水道サービス株式会社では代表取締役社長を務められました。これらの業界知識のみならず企業経営者としての経験で培った幅広い見識に基づき、独立した立場からの経営の監督と助言を期待できると判断いたしました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。						

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 小川健一氏は再任の社外取締役候補者であります。また、当社は、小川健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- 3. 小川健一氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年になります。
- 4. 当社と小川健一氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の定めに基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員 (3名) は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名報酬委員会において候補 者を審議のうえ、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員会の同意を得ておりま す。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	属性	第67期における 取締役会への出席 状況	第67期における 監査等委員会への 出席状況
1	春公一郎	監査等委員である取締役 (常勤)	再任	16回/16回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	髙田 裕久	監査等委員である取締役 (社外)	再任 社外 独立	16回/16回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	松田 由貴	監査等委員である取締役 (社外)	再任 社外 独立	16回/16回 (100%)	140/140 (100%)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 地立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番 号		略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数				
1	替 公 一 郎 (1959年12月29日) 再任	1984年 4 月 セントラルコンサルタント株式会社入社 1994年 1 月 当社入社 2011年12月 当社執行役員下水道本部長 (兼) 東部下 水道事業部長 2012年 4 月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2021年 3 月 当社監査役 2021年 9 月 PT. DACREA Design And Engineering Consultants 監査役 (現任) 2022年 3 月 株式会社NSCテック 監査役 (現任) 2023年 3 月 砂防エンジニアリング株式会社 監査役 (現任) 2023年 3 月 当社取締役常勤監査等委員 (現任) 2023年 3 月 当社取締役常勤監査等委員 (現任) (更要な兼職の状況) PT. DACREA Design And Engineering Consultants 監査役 株式会社NSCテック 監査役 株式会社NSCテック 監査役 株式会社NSCテック 監査役 と	現に所有する 株式数 4,000株 潜在的に所有 する株式数 一株				
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 春公一郎氏は、当社入社以来、下水道部門を中心とした業務経験を有し、各部門の要職を歴任し、2013年12月から当社の取締役として経営に従事し、また、事業統括本部長、管理本部長を務め、2021年3月からは当社の監査役を務めるなど、当社の業務全般に精通していることから、今後も経営の監督と助言を期待できると判断いたしました。以上のことから、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。						

候補者番号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数			
2	高	1985年 4 月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入行 2012年 6 月 株式会社日本政策投資銀行 監査役室長2019年 7 月 公認会計士登録 2022年11月 髙田裕久公認会計士事務所開業(現任) 2022年12月 税理士登録 2023年 3 月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2023年 5 月 株式会社PR TIMES 社外常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 髙田裕久公認会計士事務所 株式会社PR TIMES 社外常勤監査役	_			
	【監査等委員である取締役(社外取締役)候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高田裕久氏は、日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行、以下「DBJ」)に入行され、約35年にわたり勤務されました。この間、法人融資、経営企画、調査、ベンチャー投資及び監査など幅広い業務を経験し、また、DBJ在籍中に専門性を高めるため、公認会計士資格を取得しました。これらの金融機関及び公認会計士としての経験で培った幅広い見識に基づき、今後も独立した立場からの経営の監督と助言を期待できると判断いたしました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、以上のことから、引き続き監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。					

候補者番 号	Š " 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数					
3	*************************************	2004年4月 最高裁判所司法修習所入所 2005年10月 弁護士登録 2016年1月 サンライズ法律事務所入所(現任) 2017年3月 株式会社日本アクア 社外取締役 2017年5月 株式会社アズ企画設計 社外取締役 2021年2月 日本弁護士連合会 事務次長 2022年5月 株式会社アズ企画設計 社外取締役監査等委員 2023年3月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2023年3月 株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員(現任) 2024年12月 テモナ株式会社 社外取締役監査等委員 (重要な兼職の状況) サンライズ法律事務所 パートナー株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員 チモナ株式会社 社外取締役監査等委員 テモナ株式会社 社外取締役監査等委員	_					
		【監査等委員である取締役(社外取締役)候補者とした理由及び期待される役割の概要】 柗田由貴氏は、弁護士としての知識・経験が豊富であるだけでなく、日本弁護士連合会の事務次長						
		との折衝、事務局の取り纏めなど多岐にわたる業務に携わってきました。。						
		外取締役の経験も有しています。これらの経験で培った幅広い見識に基づ						
		からの経営の監督と助言を期待できると判断いたしました。	ı					
		で会社の経営に関与した経験はありませんが、以上のこと:	から、引き続き監 					
		辻外取締役)候補者といたしました。						

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 高田裕久氏及び柗田由貴氏は、再任の社外取締役候補者であります。また、当社は、両氏を株式会社 東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。両氏の再任が承認された場合 には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は、髙田裕久氏が社外常勤監査役を務め る株式会社PR TIMESに広告費用の支払いをしておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間 取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であることから、同氏の独立性に影響を与えるもので はないと判断しております。
 - 3. 髙田裕久氏及び柗田由貴氏は、現在当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任

期間は本株主総会終結の時をもって2年になります。

- 4. 当社と春公一郎氏、髙田裕久氏及び柗田由貴氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各候補者の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の定めに基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、いずれも当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス(第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合)

各取締役が有する主な専門性及び経験は、以下のとおりです。

【スキルマトリックス】(2025年3月26日本株主総会終結時予定)

		専門性及び経験						
氏 名	企業経営経営経営	技術 R&D	マーケティング・営業	グローバル (海外事業)	公共政策	財務・会計資本政策	ガバナンス 法務 リスク管理	人材マネジメント
野村 喜一	0	0		0	0			
中西 新二	0	0	0	0				
小石川 信昭	0					0		0
種市 尚仁	0	0			0			
小川 健一		0	0		0			
春公一郎				0			0	
髙田 裕久						0	0	
松田 由貴							0	0

(注) 各取締役が保有する全ての専門性及び経験を示すものではありません。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及 び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。文脈上別の意味に解すべき場合を除き、以下同様。)の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等(ストック・オプション)」で構成されていますが、今般、当社の取締役を対象に、非金銭報酬等として新たに「非金銭報酬等(株式交付信託)」(以下、「本制度」という。)を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2023年3月24日開催の第65期定時株主総会においてご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の限度額(年額200,000 千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。))とは別枠で、本制度による新たな株式報酬を、「非金銭報酬等(株式交付信託)」として、本株主総会終結日の翌日から2030年3月の定時株主総会終結の日までの5年間(以下、「対象期間」という。ただし、下記2. (2)のとおり、対象期間の延長を行うことがあるものとする。)の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等(株式交付信託)」により構成されることになります。

本制度の導入目的は上記のとおりであります。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ⑤取締役の報酬等 イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりでありますが、本制度は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は、当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものになっております。よって、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件」が原案どおり

承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名(うち社外取締役1名)となり、うち、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対して も同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社の普通株式(以下、「当社株式」という。)を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

	本制度の対象者	当社取締役 (監査等委員である取締役及び社 外取締役を除く。)
1	対象期間	本株主総会終結日の翌日から2030年3月の定 時株主総会終結の日まで
2	②の対象期間約5年間において、①の対象者 に交付するために必要な当社株式の取得資金 として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
3	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場 (立会外取引を含む。) から取得する方法
4	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり24,000ポイント
(5)	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
6	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金120百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記(3)③のとおり受益権を取

得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法により、取得します。

注:上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、あわせて信託します。また、上記のとおり当社の執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき当社の執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も、あわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下、同様。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金24百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します(以降も同様。)。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の 満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長する ことがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

- ① 取締役に対するポイントの付与方法等 当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の 株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。 ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり24,000 ポイントを上限とします。
- ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付 取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式 の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が 源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付す ることがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された 場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付するこ とがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

株主総会会場ご案内図

会場:東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階 扇 TFL 03-3344-0111



- ●新宿駅西□より徒歩約5分 (JR・京王線・小田急線・地下鉄) 新宿駅西□より都庁方面への連絡地下道 をまっすぐ5分ほど進み、地下道を出て すぐ左側にホテルがございます。
- ●都営大江戸線都庁前駅 地下道B1出口よりすぐ 改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1 出口階段を上がってすぐ右側にホテルが ございます。

※駐車場のご用意はしておりませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。